

計画等の案の概要

名 称	静岡県屋外広告物条例施行規則の一部改正		
公表するもの	静岡県屋外広告物条例施行規則の改正案概要		
県民意見の募集	有	有の場合は その募集期間	平成30年6月12日(火)～平成30年7月9日(月)
	無		
担当課等名	交通基盤部都市局景観まちづくり課		電話番号 054-221-3702
位置づけ	総合計画	7-3 美しい景観の創造と自然との共生 (1) 豊かな自然、文化、歴史に根ざした美しい景観の形成	
	施策展開表	(大項目) 規制区域その他屋外広告物制度の見直し	(中項目) 国条例ガイド ライン(案)改正への対応
審議会等の名称	静岡県屋外広告物審議会		
<p>1 趣旨</p> <p>(1) 静岡県屋外広告物条例の概要</p> <p>静岡県屋外広告物条例（昭和49年静岡県条例第16号）は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）の規定に基づき、良好な景観の形成及び風致の維持並びに公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示等について必要な規制内容を定めています。</p> <p>(2) 広告物の安全性の確保に向けた取組</p> <p>平成27年2月に札幌市において、ビル外壁に設置されていた突出看板の一部が落下し歩行者が重傷を負った事故や、全国での同様の事故を受け、国土交通省は広告物の安全点検について指針等（注）を示しました。</p> <p>本県においても、広告物の安全性の確保を徹底するため、静岡県屋外広告物条例施行規則を一部改正し、<u>広告物の許可更新時に実施を義務付けている安全点検について、①点検報告書の点検項目を細分化するとともに、②堅ろうな広告物（建築確認が必要な4m超の広告物）の点検者の資格要件を見直します。</u></p> <p>(注) 国土交通省が示す指針等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物条例ガイドライン（案）の改正（平成28年4月） [内容] 屋外広告士など専門的知識を有する者による定期的な安全点検の実施等 ・屋外広告物の安全点検に関する指針（案）の策定（平成29年7月） [内容] 安全点検報告書の点検項目の細分化等 <p>※ 静岡県屋外広告物条例が適用される市町は次のとおりです。</p> <p>伊東市、島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、下田市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、牧之原市及び全ての町</p> <p style="text-align: center;">（なお、静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、袋井市、裾野市及び伊豆の国市は、それぞれ独自に屋外広告物条例を定めており、 広告物に関する基準が静岡県屋外広告物条例とは異なります。）</p>			

2 骨子

(1) 静岡県屋外広告物条例施行規則の改正案概要

[広告物の許可更新時の安全点検]

区分	許可の期間	許可更新時の安全点検		
		要否	① 点検報告書の点検項目	② 点検者の資格要件
堅ろうな広告物 〔建築確認が必要な4m超の広告物〕	3年	要	[現状] 6項目 ↓ 【改正案】 17項目に細分化 (H31.4月から適用)	[現状] ・屋外広告士 ・広告美術仕上げ技能士等(注1) ・ 屋外広告業者 ・ 屋外広告物講習会修了者 (注2) ↓ 【改正案】 ・屋外広告士 (H32.4月から適用) ・広告美術仕上げ技能士等(注1) ・ 屋外広告物点検技能講習修了者 (注3)
その他の広告物 〔はり紙など簡易なものを除く。〕	2年		資格要件なし	

(注1) 広告美術仕上げ技能士等

広告美術科の職業訓練指導員の免許所持者、広告美術仕上げ技能士又は広告美術科の職業訓練修了者

(注2) 屋外広告物講習会

広告物の表示等に関し必要な知識を習得することを目的として都道府県、政令都市又は中核市が開催する講習会。修了者は、屋外広告業の業務主任者となることができる(屋外広告物法第10条)。県内では、静岡県、静岡市及び浜松市が各年1回開催している。

(注3) 屋外広告物点検技能講習

屋外広告業の事業者団体(一般社団法人日本屋外広告業団体連合会及び公益社団法人日本サイン協会)が実施する広告物の点検に関する技能講習。

詳しくは、(一社)日本屋外広告業団体連合会のホームページを御覧ください。

◇ (一社)日本屋外広告業団体連合会URL <http://www.nikkoren.or.jp/>

なお、静岡県内での開催については、静岡県広告美術業協同組合にお問い合わせください。

◇ 静岡県広告美術業協同組合 Tel 054-283-3000、URL <https://shizukobi.com>

現在、堅ろうな広告物の安全点検を行っている「屋外広告業者」や「屋外広告物講習会修了者」で、改正後の資格を有していない方は、屋外広告物点検技能講習の受講や、外部への委託等の対応をお願いします。(H32年4月から適用予定)

(2) 施行予定日

上記改正は、静岡県屋外広告物審議会の審議を経て、平成30年10月1日から施行予定です。なお、一定の期間は従前の例により安全点検を認めます。

(点検報告書の点検項目はH31.4月から、点検者の資格要件はH32.4月から適用予定です。)

(3) 関係資料

屋外広告物点検報告書の改正案